



福岡医発第2176号(地)
平成26年11月6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき厚生労働大臣が指定する
指定難病及び厚生労働大臣が定める病状の程度について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、難病の患者に対する新たな医療費助成制度につきましては、平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)」が成立し、平成27年1月1日より施行されます。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会でとりまとめられた意見を踏まえ、平成27年1月から医療費助成を開始する第一次実施分の指定難病(110疾病)について、「難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年10月21日厚生労働省告示第393号)」として公布された旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご丁知いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 現在、特定疾患治療研究事業の対象疾病とされている「スモン」、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」、「重症急性膵炎」については、少なくとも既認定者については、平成27年1月以降も当該事業に基づく医療費助成の対象となるよう措置が図られております。
- 2) 指定難病が告示されたことに伴う、各疾病の診断基準及び臨床調査個人票については、国からの通知が発出され次第ご連絡いたします。
- 3) 小児慢性特定疾病に係る疾病告示、関係政省令、通知は11月中旬以降に示される予定とされております。

(地Ⅲ199)

平成26年10月31日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

道永 麻里

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき厚生労働大臣が指定する
指定難病及び厚生労働大臣が定める病状の程度について

難病の患者に対する新たな医療費助成制度につきましては、平成26年5月23日、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が成立し、平成27年1月1日より施行される旨、平成26年6月18日付け（地Ⅲ72）によりご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会でとりまとめられた意見を踏まえ、平成27年1月から医療費助成を開始する第一次実施分の指定難病（110疾病）について、「難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度」（平成26年10月21日厚生労働省告示第393号）として公布されましたのでご連絡申し上げます。（現在、特定疾患治療研究事業の対象疾病とされている「スモン」、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」、「重症急性膵炎」については、少なくとも既認定者につきましては、平成27年1月以降も医療費助成の対象となるよう措置が図られております。）

なお、指定難病が告示されたことに伴い、各疾病の診断基準及び臨床調査個人票について別途通知されると聞いておりますので、発出され次第改めてご連絡いたします。

また、小児慢性特定疾病に係る疾病告示、関係政省令、通知は11月中旬以降に示されるとの話を聞いておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

○厚生労働省告示第三百九十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する

指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度

難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。

- 一 球脊髄性筋萎縮症
- 二 筋萎縮性側索硬化症
- 三 脊髄性筋萎縮症
- 四 原発性側索硬化症

- 五 進行性核上性麻痺^ひ
- 六 パーキンソン病
- 七 大脳皮質基底核変性症
- 八 ハンチントン病
- 九 神経有棘^{きよく}赤血球症
- 十 シヤルコー・マリー・トウース病
- 十一 重症筋無力症
- 十二 先天性筋無力症候群
- 十三 多発性硬化症／視神経脊髓炎
- 十四 慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
- 十五 封入体筋炎
- 十六 クロウ・深瀬症候群
- 十七 多系統萎縮症
- 十八 脊髓小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
- 十九 ライソゾーム病
- 二十 副腎白質ジストロフィー

- 二十一 ミトコンドリア病
- 二十二 もやもや病
- 二十三 プリオン病
- 二十四 亜急性硬化性全脳炎
- 二十五 進行性多巣性白質脳症
- 二十六 HTLV-1 関連脊髄症
- 二十七 特発性基底核石灰化症
- 二十八 全身性アミロイドーシス
- 二十九 ウルリッヒ病
- 三十 遠位型ミオパチー
- 三十一 ベスレムミオパチー
- 三十二 自己食食空胞性ミオパチー
- 三十三 シュワルツ・ヤンペル症候群
- 三十四 神経線維腫症
- 三十五 天疱瘡^{ほうそう}
- 三十六 表皮水疱症^{ほう}

- 三十七 膿疱性乾癬（汎発型）
- 三十八 スティーヴンス・ジョンソン症候群
- 三十九 中毒性表皮壊死症
- 四十 高安動脈炎
- 四十一 巨細胞性動脈炎
- 四十二 結節性多発動脈炎
- 四十三 顕微鏡的多発血管炎
- 四十四 多発血管炎性肉芽腫症
- 四十五 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- 四十六 悪性関節リウマチ
- 四十七 バージャー病
- 四十八 原発性抗リン脂質抗体症候群
- 四十九 全身性エリテマトーデス
- 五十 皮膚筋炎／多発性筋炎
- 五十一 全身性強皮症
- 五十二 混合性結合組織病

- 五十三 シェーグレン症候群
- 五十四 成人スチル病
- 五十五 再発性多発軟骨炎
- 五十六 ベーチェット病
- 五十七 特発性拡張型心筋症
- 五十八 肥大型心筋症
- 五十九 拘束型心筋症
- 六十 再生不良性貧血
- 六十一 自己免疫性溶血性貧血
- 六十二 発作性夜間ヘモグロビン尿症
- 六十三 特発性血小板減少性紫斑病
- 六十四 血栓性血小板減少性紫斑病
- 六十五 原発性免疫不全症候群
- 六十六 IgA腎症
- 六十七 多発性囊胞腎^{のう}
- 六十八 黄色靱帯骨化症^{じん}

- 六十九 後縦靱帶骨化症
- 七十 広範脊柱管狭窄症
- 七十一 特発性大腿骨頭壊死症
- 七十二 下垂体性ADH分泌異常症
- 七十三 下垂体性TSH分泌亢進症
- 七十四 下垂体性PRL分泌亢進症
- 七十五 クッシング病
- 七十六 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
- 七十七 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
- 七十八 下垂体前葉機能低下症
- 七十九 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- 八十 甲状腺ホルモン不応症
- 八十一 先天性副腎皮質酵素欠損症
- 八十二 先天性副腎低形成症
- 八十三 アジソン病
- 八十四 サルコイドーシス

- 八十五 特発性間質性肺炎
- 八十六 肺動脈性肺高血圧症
- 八十七 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
- 八十八 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- 八十九 リンパ脈管筋腫症
- 九十 網膜色素変性症
- 九十一 バッド・キアリ症候群
- 九十二 特発性門脈圧亢進症こうしん
- 九十三 原発性胆汁性肝硬変
- 九十四 原発性硬化性胆管炎
- 九十五 自己免疫性肝炎
- 九十六 クローン病
- 九十七 潰瘍性大腸炎
- 九十八 好酸球性消化管疾患
- 九十九 慢性特発性偽性腸閉塞症
- 百 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症ぜん

- 百一 腸管神経節細胞僅少症
- 百二 ルビンシュタイン・テイビ症候群
- 百三 C F C 症候群
- 百四 コステロ症候群
- 百五 チャージ症候群
- 百六 クリオピリン関連周期熱症候群
- 百七 全身型若年性特発性関節炎
- 百八 T N F 受容体関連周期性症候群
- 百九 非典型溶血性尿毒症症候群
- 百十 ブラウ症候群